

公益財団法人五戸町スポーツ振興公社日直業務仕様書

この仕様書は、公益財団法人五戸町スポーツ振興公社（以下「委託者」という。）が管理する建築物及びその附帯施設の、ひばり野スポーツ交流センター及び倉石スポーツセンターの日直業務に適用する。

仕様書に規定する事項は、別の定めがある場合を除き、受託者の責任において履行すべきものとする。

1 業務名称

令和6年度 第6号

公益財団法人五戸町スポーツ振興公社日直業務委託

2 施設名および委託場所

(1) ひばり野スポーツ交流センター

青森県三戸郡五戸町大字豊間内字地蔵平1-407

(2) 倉石スポーツセンター

青森県三戸郡五戸町大字倉石中市字幸神94-1

3 業務形態

ひばり野スポーツ交流センター及び倉石スポーツセンター施設内日直業務

4 業務時間及び業務勤務日

(1) 業務時間

(7) ひばり野スポーツ交流センター

午前9時から午後9時までの、職員が不在となる時間（準備・戸締り時間含む）とする。

(4) 倉石スポーツセンター

午前7時から午後10時までの、職員が不在となる時間（準備・戸締り時間含む）とする。

(2) 施設休館日の12月29日から翌月3日までは、勤務日としない。

(3) 勤務日については、委託者が受託者へ連絡し、委託者と受託者とが確認の上、決定するものとする。

5 年間予定数量

年間予定数量は、見込みであり、最低数量を保証するものではない。

(2) ひばり野スポーツ交流センター 15時間

(2) 倉石スポーツセンター 1,250時間

6 業務人員

人員1名（従事者名簿を提出し、変更があった場合も同様とする。）

7 業務に従事する警備員の資格

(1) 来館者のサービスに即応できるとともに、緊急事態発生時に機敏に対処できる 壮健な者で、70歳未満の男子とする。ただし、特別な理由がある場合はこの限りではない。

(2) 健康診断を受け、健康であると認められる者であること。

8 業務内容

- (1) 施設利用者の急病、怪我等緊急事態発生時における応急処置、119番通報及び五戸総合病院への手配等の対応。
- (2) 火災発生時における防災警報盤の確認及び初期消火、119番通報等の対応
- (3) 施設利用者の車両に対し、部外者の故意若しくは過失による悪戯等の防止策
- (4) 不法侵入、挙動不審者の取締り
- (5) 施設貸出の受付
- (6) 鍵の看守
- (7) 電話対応
- (8) 照明の点灯・消灯
- (9) 暖房機の運転・停止
- (10) 水道元栓の開放・閉塞
- (11) 用具の貸出業務
- (12) 日直業務日誌の記入
- (13) 施設内の巡回
- (14) 施設内の軽微な清掃

9 日直業務に係る留意事項

- (1) 必要以外は事務室の所定の場所で勤務する。なお、窓口は開放し、室内は整理整頓する。
- (2) 鍵は職員から引継ぎを受けた後、速やかに確認し看守する。
- (3) 防災警報盤が異常点灯したら即現場を確認し対処する。
- (4) 雪が降った日などは、使用者に不便をかけないように除雪を行う。
- (5) 判断しがたい事項は、公社へ必ず連絡すること。
- (6) その他必要な事項は、その都度連絡する。

~ ~ ~ ~ ~ ~ ~

以下余白

~ ~ ~ ~ ~ ~ ~